

海員協會と當聯盟關係に就て 各船主に申上ぐ

當聯盟存在の目的は、別項「會員に告ぐ」なる文書の通り、海員協會革正に在るものにして、淨化運動に邁進致し居るものに候間貴社船乗組員各位に對しても、誤解なき様又問題發生對策として、心得書別記の通り通告致し置き候により、御承知の上御安心被下度候。尙又萬一紛糾問題發生致し候はば直ちに水上警察署に御通知下され候て適當の處置を講ぜられ度爲念申添候

敬具

昭和九年三月

神戸市神戸區榮町六丁目三一

海員協會革正聯盟

電話元町九四九番

各汽船會社御中

海員協會會員に告ぐ

當聯盟結成の目的は吾等の海員協會に於て一部最高幹部の手に依つて行はれた不正行爲を白日の下に曝されながら、彼等は尙且つ之が責任を明らかにせざるを以て之れを糾弾し吾等の海員協會を革正し會員一萬四千大衆のため協會百年の大計を樹立するを以て本聯盟の目的とし飽くまで純正なる海員協會確立に向つて邁進するものに候

従つて本聯盟は決して海員協會と對立したる別個の労働團體にあらず不正幹部にして己が非を覺りて協會革正の目的達成の曉は直に解消致すべく候

一、昭和九年一月廿五日開催せられたる海員協會總會以來、不正幹部がなしたる膨大なる會計上の不正事件に就いては既に御承知の事なるべきも右不正事件は斷乎たる司法權の發動に依り目下檢索中にして近日中に解決する筈に有之海員協會の反駁聲明書の如き一顧の價なき偽瞞文書なると共に自ら墓穴を掘れるものにして更めて證明の必要無き迄の取調へ進捗致し居候

一、然るに海員協會は海員組合の一部幹部の庇護の下に協會革正運動賛成者に威壓を加へ不正幹部支持を強要するやに聞及びたれど斯の如きはその不法不當なること刑法第二百二十三條に該當するが故に全國の官憲に於てはこれに準據してかゝる不法の要求者ある際には脅迫罪並に強要罪として告發し刑事處分に附せらるるを以て左様の場合には斷乎として拒否相成度候

二、尙普通船員に於ても策動するものあるやも計られず候間豫め普通船員に對してはその旨通達して不祥事を未然に防ぐ様御取計らひ相成度候

三、以上の外捺印文書の要求等ある場合には夫れ々御判斷に基きて御處理相成度萬一強要の結果暴力行爲等に出づる節には、速かに信號旗を掲揚して水上警察官の來船を求められ度一切は其筋の手に依り解決せらるべく候

四、右の場合下船を強要するとも斷じて下船の理由相立たざるを以て其旨直ちに海事部に申告せらるべく候